

広島県告示第三百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
皆賀一〇四 (六二一ー一) 五 崩壊急傾斜地の の自然現象類なる原因の発生原 土砂災害	広島県広島市佐伯区五日市町大字皆賀地内	表区域 示の 次の図のとおり	
皆賀一〇四 (六二一〇四) 五 崩壊急傾斜地の の自然現象類なる原因の発生原 土砂災害		区域の名称	
皆賀一〇四 (六二一ー一) 五 崩壊急傾斜地の の自然現象類なる原因の発生原 土砂災害			号三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域 で行政進災域の条の 定令に害等土砂二示 め第(平す止お災項及 る八事十成る対け害にび 項四十法策る警規法
次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。